



島根県報

平成24年3月6日（火）

第2,372号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

指定希少野生動植物の指定	（自然環境課）	2
ダイコクコガネ保護管理計画及びオニバス保護管理計画の策定	（　　　　　）	2
介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	（高齢者福祉課）	3
障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の指定の辞退	（障がい福祉課）	3
身体障害者福祉法の規定による医師の指定	（　　　　　）	3
土地改良区の定款変更の認可	（農村整備課）	4
換地処分（4件）	（　　　　　）	4
都市計画事業変更の認可（2件）	（下水道推進課）	5

【教委規則】

県立学校の組織編制に関する規則の一部を改正する規則	（特別支援教育室）	6
---------------------------	-----------	---

【人委告示】

平成24年度島根県警察官（大学卒）採用試験の実施		8
--------------------------	--	---

【雑 報】

危険物取扱者試験の実施	（消防防災課）	12
-------------	---------	----

告 示**島根県告示第131号**

島根県希少野生動植物の保護に関する条例（平成22年島根県条例第13号）第8条第1項の規定により、指定希少野生動植物を次のとおり指定する。

平成24年3月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

分類	科 名	種 名
動物	コイ科	ミナミアカヒレタビラ
動物	ハンミョウ科	カワラハンミョウ
植物	キンポウゲ科	ヒメバイカモ

島根県告示第132号

島根県希少野生動植物の保護に関する条例（平成22年島根県条例第13号）第27条第1項の規定により、ダイコクコガネ保護管理計画及びオニバス保護管理計画を定めたので、同条第3項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、当該保護管理計画は、島根県環境生活部自然環境課において一般の閲覧に供する。

平成24年3月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 ダイコクコガネ保護管理計画の概要

(1) 対象とする種

ダイコクコガネ（コガネムシ科）

(2) 事業の目標

ア 維持すべき生息環境

ダイコクコガネが安定的に生息可能な放牧環境を維持する。

イ 捕獲圧の低減

違法な捕獲ゼロを目指す。

(3) 事業の区域

県内における本種の生息地

(4) 事業の内容

ア 個体群の保全及び管理

(ア) モニタリング

(イ) 生息地における捕獲の防止

イ 生息環境の保全及び管理

(ア) 放牧環境の適正な維持管理

(イ) 生息地である草原の環境管理

(ウ) 生息地等保護区の指定

2 オニバス保護管理計画の概要

(1) 対象とする種

オニバス（スイレン科）

(2) 事業の目標

自生地及び移植地における自然状態での安定的な発芽及び成長

(3) 事業の区域

県内における本種の自生地及び移植地

(4) 事業の内容

ア オニバス個体群の保全及び管理

(7) モニタリング

(4) 生育地における採取の防止

(ウ) 自生地におけるオニバスの適切な管理

(エ) 移植地におけるオニバスの適切な管理

イ 生育環境の保全及び管理

(7) 生育地の管理

(4) 移植地の拡大

島根県告示第133号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成24年3月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社もくれん	通所介護	デイサービスもくれん	出雲市荒茅町2780番地32	平成24年3月1日
	介護予防通所介護	・荒茅		

島根県告示第134号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第69条第3号の規定により告示する。

平成24年3月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	辞退年月日
名 称	所 在 地		
いいじま薬局	出雲市大社町北荒木1233番地1	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成24年3月1日

島根県告示第135号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成24年3月6日

島根県知事 溝口 善兵衛

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
星野 十	内科	飯南町立飯南病院	飯石郡飯南町頓原2060	平成24年2月22日

島根県告示第136号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、邑智郡川本町土地改良区の定款変更を平成24年2月23日付けで認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成24年3月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第137号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成24年2月24日付けで県営土地改良事業に係る千酌地区の換地処分をしたので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成24年3月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第138号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成24年2月21日付けで県営土地改良事業に係る美郷地区日平工区の換地処分をしたので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成24年3月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第139号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成24年2月21日付けで県営土地改良事業に係る美郷地区酒谷工区の換地処分をしたので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成24年3月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第140号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成24年2月27日付けで県営土地改良事業に係る大原地区中屋工区の換地処分をしたので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成24年3月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第141号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成24年3月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 施行者の名称
松江市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
宍道都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）下水道事業
松江市公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和60年7月12日から平成29年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

島根県告示第142号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成24年3月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 施行者の名称
出雲市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
出雲都市計画下水道事業出雲市公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和56年3月31日から平成29年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
昭和56年島根県告示第331号、昭和57年島根県告示第676号、昭和58年島根県告示第754号、昭和59年島根県告示第748号、昭和61年島根県告示第868号、昭和62年島根県告示第461号、昭和62年島根県告示第1097号、昭和63年島根県告示第652号、平成2年島根県告示第377号、平成2年島根県告示第463号、平成2年島根県告示第853号、平成3年島根県告示第367号、平成3年島根県告示第529号、平成3年島根県告示第1035号、平成4年島根県告示第614号、平成5年島根県告示第363号、平成6年島根県告示第151号、平成6年島根県告示第597号、平成6年島根県告示第861号、平成8年島根県告示第52号、平成8年島根県告示第492号、平成8年島根県告示第558号、平成9年島根県告示第40号、平成9年島根県告示第710号、平成10年島根県告示第596号、平成11年島根県告示第167号、平成11年島根県告示第224号、平成11年島根県告示第724号、平成11年島根県告示第920号及び平成12年島根県告示第340号の事業地のうち

今市町南本町及び平田町地内を削る。

(2) 使用の部分

昭和56年島根県告示第331号、昭和57年島根県告示第676号、昭和58年島根県告示第754号、昭和59年島根県告示第748号、昭和61年島根県告示第868号、昭和62年島根県告示第461号、昭和62年島根県告示第1097号、昭和63年島根県告示第652号、平成2年島根県告示第377号、平成2年島根県告示第463号、平成2年島根県告示第853号、平成3年島根県告示第367号、平成3年島根県告示第529号、平成3年島根県告示第1035号、平成4年島根県告示第614号、平成5年島根県告示第363号、平成6年島根県告示第151号、平成6年島根県告示第597号、平成6年島根県告示第861号、平成8年島根県告示第52号、平成8年島根県告示第492号、平成8年島根県告示第558号、平成9年島根県告示第40号、平成9年島根県告示第710号、平成10年島根県告示第596号、平成11年島根県告示第167号、平成11年島根県告示第224号、平成11年島根県告示第724号、平成11年島根県告示第920号、平成12年島根県告示第340号、平成12年島根県告示第870号、平成13年島根県告示第492号、平成14年島根県告示第491号、平成14年島根県告示第548号、平成14年島根県告示第549号、平成14年島根県告示第739号、平成16年島根県告示第11号、平成18年島根県告示第848号、平成18年島根県告示第849号、平成18年島根県告示第850号、平成18年島根県告示第851号及び平成18年島根県告示第852号の事業地のうち大津町地内において事業地を変更する。

教 育 委 員 会 規 則

県立学校の組織編制に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月6日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

島根県教育委員会規則第1号

県立学校の組織編制に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の組織編制に関する規則（昭和33年島根県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3 (第3条関係)

学 校 名	教育内容	学 校 に 置 く 部						専 攻 科						
		幼稚園部 定 員	小学部及び中学部	高 等 部			学 科	学 級 区 分	定 員					
				学 科	学 級 区 分	定 員			第1 学年	第2 学年	第3 学年			
						第1 学年						第2 学年	第3 学年	
島根県立盲学校	視覚障害教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	8	8	理療科	単一障害学級	8	8	8
						重複障害学級	3	3	6		重複障害学級	3	3	3
					保健理療科	単一障害学級	8	8	8	保健理療科	単一障害学級	8	8	8
						重複障害学級	3	3	3		重複障害学級	3	3	3
島根県立松江ろう学校	聴覚障害教育	15	小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	8	8	産業工芸科	単一障害学級	8	8	
						重複障害学級	3	3	3		重複障害学級	3	3	
					産業技術科	単一障害学級	8	8	8	生活デザイン科	単一障害学級	8	8	
						重複障害学級	3	3	3		重複障害学級	3	3	
島根県立浜田ろう学校	聴覚障害教育	10	小学部	中学部	美術工芸科	単一障害学級	8	8	8					
						重複障害学級	3	3	3					
					被服科	単一障害学級	8	8	8					
						重複障害学級	3	3	3					
島根県立松江養護学校	知的障害教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	56	40	48					
						重複障害学級	30	15	18					
島根県立出雲養護学校	知的障害教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	40	48	48					
						重複障害学級	30	18	18					
	肢体不自由教育		小学部	中学部	普通科	重複障害学級	3							
島根県立石見養護学校	知的障害教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	16	16	16					
						重複障害学級	3	3	3					
島根県立浜田養護学校	知的障害教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	16	16	24					
						重複障害学級	9	9	6					
島根県立益田養護学校	知的障害教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	16	24	24					
						重複障害学級	3	3	3					
	肢体不自由教育		小学部	中学部	普通科	重複障害学級	3							
島根県立隠岐養護学校	知的障害教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	8	8					
						重複障害学級	3	3	3					
島根県立松江清心養護学校	肢体不自由教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	8	8					
						重複障害学級	3	12	6					
						訪問学級	3							
島根県立江津清和養護学校	肢体不自由教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	8	8					
						重複障害学級	3	3	3					
	病弱教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	8	8					

						重複障害学級	3	3	3			
島根県立松江 緑が丘養護学 校	病弱教育	小学部	中学部	普通科	単一障害学級	16	8	16				
					重複障害学級	12	3	6				

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

人 事 委 員 会 告 示

島根県人事委員会告示第1号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第18条第1項の規定により、平成24年度島根県警察官（大学卒）採用試験を次のとおり実施する。

平成24年3月6日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

1 受付期間

平成24年3月12日（月）～同年4月6日（金）

受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。郵送による場合は、4月6日までの消印のあるものに限り受け付ける。インターネットによる場合は、3月30日（金）午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。

2 採用予定人員及び職務内容

採用区分	採用予定人員	職 務 内 容
男性	48名	警察本部又は警察署に勤務し、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に当たる。
女性	4名	
武道	2名	警察本部又は警察署に勤務し、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に当たる。 また、原則として、警備部機動隊に配属され、柔道又は剣道の特別訓練員としての業務に従事する。

（注） 採用予定人員は、変更する場合がある。

3 受験資格

(1) 年齢、資格等

採用区分	年齢・学歴・資格等
男性 女性	ア 昭和54年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた者で、学校教育法による大学（島根県人事委員会が同等と認めるものを含み、短期大学を除く。以下「大学」という。）を卒業したもの又は平成25年3月31日までに卒業する見込みの者 イ 平成3年4月2日以降に生まれた者で、大学を卒業したもの又は平成25年3月31日までに卒業する見込みの者
武道	次のア又はイに該当し、かつ、次のウに該当する者 ア 昭和61年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた男性で、学校教育法による大学（島根県人事委員会が同等と認めるものを含み、短期大学を除く。以下「大学」とい

	う。)を卒業したもの又は平成25年3月31日までに卒業する見込みの者 イ 平成3年4月2日以降に生まれた男性で、大学を卒業したもの又は平成25年3月31日までに卒業する見込みの者 ウ 柔道又は剣道の段位3段以上の者
--	---

(2) 次の各号に該当しない者

- ア 日本の国籍を有しない者
- イ 成年被後見人又は被保佐人（経過措置による準禁治産者を含む。）
- ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- エ 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の日時、試験地、試験場及び合格発表

区分	日 時	試験地及び試験場		合 格 発 表
第 1 次 試 験	平成24年5月13日（日） 受付時間 8：40～9：00 試験時間（予定） 9：30～17：00	松 江 市	島根県職員会館 （松江市内中原町）又は 島根県自治研修所 （松江市内中原町） ※申込みの状況により他 会場での実施もある。	5月25日に県庁前掲示板及び県人事委員会事務局ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知する。
			浜 田 市	
第 2 次 試 験	平成24年6月17日（日） ～6月21日（木）	松 江 市	島根県職員会館 （松江市内中原町）	7月上旬に県庁前掲示板及び県人事委員会事務局ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知する。

※応募者多数の場合は、近隣の会場でも試験を実施する。その際には、受験票に試験場の案内を記載する。

※採用区分「男性」及び「武道」は併願可とする。ただし、最終合格決定に当たり、併願者が「男性」及び「武道」の両方で合格対象者となった場合は、「武道」から先に判断し、「武道」の合格者は、「男性」では合格対象としないこととする。

5 試験の種目及び内容

(1) 男性・女性

区分	試験種目	内 容
第	教養試験 (180点)	警察官として必要な知識及び知能についての択一式による筆記試験。
	身体検査	警察官として職務遂行上必要な身体・体力を有するかどうかの検査。 なお、次の基準を満たさない者は不合格とする。
	男	<ul style="list-style-type: none"> ・身 長 おおむね160センチメートル以上 ・体 重 おおむね47キログラム以上 ・胸 囲 おおむね78センチメートル以上 ・視 力 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上

1 次 試 験		たさない者は不合格とする。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="text-align: center;">男</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・身長 おおむね160センチメートル以上 ・体重 おおむね47キログラム以上 ・胸囲 おおむね78センチメートル以上 ・視力 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上 ・色覚 職務遂行に支障がないこと。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">性</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・聴力 職務遂行に支障がないこと。 ・指及び関節 職務遂行に支障がないこと。 ・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。 </td> </tr> </table>	男	<ul style="list-style-type: none"> ・身長 おおむね160センチメートル以上 ・体重 おおむね47キログラム以上 ・胸囲 おおむね78センチメートル以上 ・視力 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上 ・色覚 職務遂行に支障がないこと。 	性	<ul style="list-style-type: none"> ・聴力 職務遂行に支障がないこと。 ・指及び関節 職務遂行に支障がないこと。 ・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。
	男	<ul style="list-style-type: none"> ・身長 おおむね160センチメートル以上 ・体重 おおむね47キログラム以上 ・胸囲 おおむね78センチメートル以上 ・視力 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上 ・色覚 職務遂行に支障がないこと。 				
性	<ul style="list-style-type: none"> ・聴力 職務遂行に支障がないこと。 ・指及び関節 職務遂行に支障がないこと。 ・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。 					
第 2 次 試 験	専門実技試験 (300点)	警察官（武道）として職務遂行上必要な体力及び技能を有するかどうかの実技試験 ①課題技を与える基本技能 ②試験補助員との試合形式による実践的技能				
	人物試験 (500点)	警察官としての職務遂行能力等をみる目的での個別面接 (事前に自己紹介書の提出)				
	作文試験 (100点)	文章による表現力、思考力等についての試験				
	適性検査	職務遂行に必要な適性の検査				
	身体検査	職務遂行に必要な健康度を有するかどうかの検査（健康診断書の提出）				

※試験種目によっては、一定の基準があり、基準に満たない場合は総合得点にかかわらず不合格とする。

6 受験手続

(1) 申込書の交付

ア 申込書は、島根県人事委員会事務局、島根県庁1階受付、島根県警察本部警務課、県内各警察署、隠岐支庁県民局、各県民センター及び各事務所、島根県東京事務所、島根県大阪事務所並びに島根県広島事務所で交付する。

イ 申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「警察官請求」と朱書し、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号）を同封して、島根県人事委員会事務局宛て請求すること。

(2) 受験の申込み

申込書に必要な事項を記入し、島根県人事委員会事務局に提出するか、又は島根県人事委員会のホームページの申込画面からインターネットにより申し込むこと。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「警察官申込」と朱書し、簡易書留郵便にすること。

7 合格から採用まで

(1) 合格者は、警察官採用候補者名簿に登載され、任命権者（島根県警察本部長）からの請求に応じて成績順に推薦され、そのうちから採用者が決定される。

なお、採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。

(2) 大学を卒業する見込みであることを要件として受験した者について、所定の時期までに卒業できなかった場合及び3の受験資格を満たさない場合は採用される資格を失う。

(3) 採用後は、巡査に任命され、警察学校に入校し、6か月間初任科教養を受けた後、島根県警察本部又は島根県内の各警察署に配置される。

8 給与

初任給は、平成24年3月1日現在、大学卒22歳で月額197,200円で、このほか給与条例等の定めに従い扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される（大学卒業後の経歴を有する者については、その経歴に応じて給料月額を決定する。）。

雑**報**

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項の規定により、島根県知事の委任に係る平成24年度第1回及び第2回危険物取扱者試験を次のとおり実施するので、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第56条第1項の規定により公示する。

平成24年3月6日

財団法人消防試験研究センター理事長 山 本 信一郎

1 試験の種類

甲種危険物取扱者試験

乙種危険物取扱者試験

丙種危険物取扱者試験

2 試験日及び試験場所

区 分	試験日	試 験 場 所
第1回	平成24年6月10日（日）	出雲市、大田市、浜田市、益田市、隠岐の島町
第2回	平成24年6月17日（日）	松江市

3 試験の開始時間

午前の試験 10時00分（9時30分までに集合すること。）

午後の試験 13時30分（13時00分までに集合すること。）

4 受験手続

(1) 受験願書提出先

書面申請（願書による受験申請）と電子申請（インターネットによる受験申請）の2通りのうち、いずれかによる。

ア 書面申請の場合

財団法人消防試験研究センター島根県支部（願書を持参又は郵送のこと。）

イ 電子申請の場合

財団法人消防試験研究センターのホームページに詳細掲載

ホームページアドレス <http://www.shoubo-shiken.or.jp>

(2) 受験願書受付期間

ア 書面申請の場合

平成24年4月10日（火）から4月24日（火）まで（郵送の場合は、4月24日の消印有効）

イ 電子申請の場合

平成24年4月7日（土）午前9時から4月21日（土）午後5時まで（受付期間中、24時間受け付ける。）

(3) 受験手数料

甲種危険物取扱者試験 5,000円

乙種危険物取扱者試験 3,400円

丙種危険物取扱者試験 2,700円

5 その他

(1) 書面申請の場合

ア 受験願書用紙配置場所

財団法人消防試験研究センター島根県支部、島根県総務部消防防災課、島根県隠岐支庁、各県民センター（事務

所)、各消防本部及び各地区危険物保安協会

イ 郵送により受験願書を請求する場合

「危険物取扱者試験願書請求」と朱書した封筒に、140円分の切手を貼った請求者宛先明記の返信用角型2号封筒(A4サイズ)を同封し、財団法人消防試験研究センター島根県支部宛て送付する。

ウ 問合せ先

〒690-0882 松江市大輪町420-1 島根県大輪町団体ビル2階

財団法人消防試験研究センター島根県支部

電話 0852-27-5819 F A X 0852-25-8242

(2) 電子申請の場合

問合せ先

財団法人消防試験研究センター 電子申請室

専用電話 0570-07-1000 (有料)

受付時間 午前9時から午後5時まで(土、日曜日及び祝日を除く。)